

議案第 2 号

専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により別紙のとおり専決処分したので報告し、承認を求める。

令和 7 年 6 月 10 日提出

階上町長 荒谷 憲輝



提案理由

令和 7 年度税制改正に係る地方税法施行令の一部改正に伴い、階上町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を制定することを専決処分したもので、その承認を求めるため提案するものである。

(参考)

▽地方自治法

(長の専決処分)

第 179 条 普通地方公共団体の議会が成立しないとき、第 113 条ただし書の場合においてなお会議を開くことができないとき、普通地方公共団体の長において議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき、又は議会において議決すべき事件を議決しないときは、当該普通地方公共団体の長は、その議決すべき事件を処分することができる。

3 前 2 項の規定による処置については、普通地方公共団体の長は、次の会議においてこれを議会に報告し、その承認を求めなければならない。

専決処分第 7 号

階上町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定の専決処分について

階上町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のとおり制定することを地方自治法第 179 条第 1 項の規定により専決処分する。

令和 7 年 3 月 31 日

階上町長 荒 谷 憲 輝

階上町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

階上町国民健康保険税条例(昭和 47 年階上町条例第 27 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項ただし書中「65 万円」を「66 万円」に改め、同条第 3 項ただし書中「24 万円」を「26 万円」に改める。

第 23 条第 1 項中「65 万円」を「66 万円」に、「24 万円」を「26 万円」に改め、同項第 2 号中「29 万 5,000 円」を「30 万 5,000 円」に改め、同項第 3 号中「54 万 5,000 円」を「56 万円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の階上町国民健康保険税条例の規定は、令和 7 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和 6 年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。